

# 厚生労働大臣が定める揭示事項

## ◎看護に関する事項

当院の看護体制は、下記のとおり中国四国厚生局長へ届出をしています。

・入院患者さん7人に対し1人以上の看護職員が実際に勤務しています。

(ただし、A病棟8階は、入院患者さん13人に対し1人以上の看護職員が実際に勤務しています。)

・看護職員のうち7割以上は看護師という基準を満たしています。

・患者さんの負担による付添看護は認められません。

## ◎厚生労働大臣が指定する病院の医療機関別係数

16859

(基礎係数: 1.1182、救急補正係数:0.0108、機能評価係数Ⅰ: 0.4793、機能評価係数Ⅱ: 0.0776)

## ◎中国四国厚生局長への届出事項に関する事項

当院では、次について中国四国厚生局長に届け出しています。

- 入院基本料 (一般病棟) 特定機能病院入院基本料(7対1入院基本料)
- 初診料(歯科)の注1に掲げる基準
- 診療録管理体制加算1
- 療養環境加算
- 放射線治療病室管理加算(密封小線源による治療の場合)
- 摂食障害入院医療管理加算
- 報告書管理体制加算
- 後発医薬品使用体制加算1
- 入院退院支援加算
- 地域医療体制確保加算
- 新生児特定集中治療室管理料2
- 外来栄養食事指導料の注2
- がん患者指導管理料イ
- 移植後患者指導管理料(臓器移植後の場合)
- 乳腺炎重症化予防ケア・指導料
- 二次性骨折予防継続管理料1
- 外来放射線照射診療料
- 開放型病院共同指導料
- ハイリスク妊産婦連携指導料2
- 精神科退院時共同指導料1及び2
- 在宅患者訪問看護・指導料の注16(同一建物居住者訪問看護・指導料の注6の規定により準用する場合を含む。)
- 在宅腫瘍治療電場療法指導管理料
- 持続血糖測定器加算(間歇注入シリンジポンプと連動しない持続血糖測定器を用いる場合)
- BRCA1/2遺伝子検査
- 抗HLA抗体(スクリーニング検査)及び抗HLA抗体(抗体特異性同定検査)
- 検体検査管理加算(Ⅳ)
- 時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト
- 長期継続頭蓋内脳波検査
- 小児食物アレルギー負荷検査
- 有床義歯咀嚼機能検査1の口及び咀嚼能力検査
- 遠隔画像診断
- 乳房MRI撮影加算
- 無菌製剤処理料
- がん患者リハビリテーション料
- 認知療法・認知行動療法1
- エタノールの局所注入(甲状腺)
- LDLアフェレンス療法
- 口腔粘膜処置
- 自家脂肪注入
- 骨移植術(軟骨移植術を含む。)(同種骨移植(非生体)(同種骨移植(特殊なものに限る。)))
- 後縦靭帯骨化症手術(前方進入によるもの)
- 脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術
- 緑内障手術(流出路再建術(眼内法)及び水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術)
- 毛様体凝固術(眼内内視鏡を用いるもの)
- 植込型骨導補聴器(直接振動型)植込術、人工中耳植込術、植込型骨導補聴器移植術及び植込型骨導補聴器交換術
- 鏡視下咽頭悪性腫瘍手術(軟口蓋悪性腫瘍手術を含む。)
- 上顎骨形成術(骨移動を伴う場合)(歯科)、下顎骨形成術(骨移動を伴う場合)(歯科)
- 乳癌センチネルリンパ節加算1及びセンチネルリンパ節生検(併用)
- 乳腺悪性腫瘍ラジオ焼灼療法
- 胸腔鏡下拡大胸腺摘出術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- 胸腔鏡下良性縦隔腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- 胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術(区域切除)(内視鏡支援機器を用いる場合)
- 胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術(肺葉切除又は1肺葉を超えるもの)(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- 食道縫合術(穿孔、損傷)(内視鏡によるもの)、内視鏡下胃、十二指腸穿孔瘻孔閉鎖術、胃瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、小腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、腎(腎盂)腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、結腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、尿管腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、膀胱腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、腔腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)
- 胸腔鏡下食道悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- 経皮的冠動脈形成術(特殊カテーテルによるもの)
- ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
- 両心室ペースメーカー移植術(心筋電極の場合)及び両心室ペースメーカー交換術(心筋電極の場合)
- 植込型除細動器移植術(心筋リードを用いるもの)及び植込型除細動器交換術(心筋リードを用いるもの)
- 植込型除細動器移植術(経静脈リードを用いるもの又は皮下植込型リードを用いるもの)、植込型除細動器交換術(その他のもの)及び経静脈電極抜去術
- 両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術(心筋電極の場合)及び両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術(心筋電極の場合)
- 両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術(経静脈電極の場合)及び両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術(経静脈電極の場合)
- 経皮的循環補助法(ポンプカテーテルを用いたもの)
- 腹腔鏡下リンパ節群郭清術(傍大動脈)
- 腹腔鏡下十二指腸局所切除術(内視鏡処置を併施するもの)
- 腹腔鏡下胃切除術(単純切除術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合))及び腹腔鏡下胃切除術(悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの))
- 腹腔鏡下噴門側胃切除術(単純切除術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合))及び腹腔鏡下噴門切除術(悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの))
- 腹腔鏡下胃全摘術(単純全摘術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合))及び腹腔鏡下胃全摘術(悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの))
- 精神科入院基本料(13対1入院基本料)
- 救急医療管理加算
- 看護職員夜間配置加算
- 放射線治療病室管理加算(治療用放射性同位元素による治療の場合)
- 精神科身体合併症管理加算
- 感染対策向上加算1
- ハイリスク分娩等管理加算
- 病棟薬剤業務実施加算1
- せん妄ハイリスク患者ケア加算
- ハイケアユニット入院医療管理料1
- 緩和ケア病棟入院料1
- 糖尿病合併症管理料
- がん患者指導管理料二
- 糖尿病透析予防指導管理料
- 一般不妊治療管理料
- 慢性腎臓病透析予防指導管理料
- 療養・就労両立支援指導料の注3に掲げる相談支援加算
- 肝炎インターフェロン治療計画料
- 医療機器安全管理料1
- 救急性期脳卒中加算
- 看護補助加算
- 精神科リエゾンチーム加算
- 精神科リエゾンチーム加算
- 患者サポート体制充実加算
- 術後疼痛管理チーム加算
- データ提出加算
- 精神科急性期医師配置加算
- 脳卒中ケアユニット入院医療管理料
- ウイルス疾患指導料の注2
- がん性疼痛緩和指導管理料
- 外来緩和ケア管理料
- 小児運動器疾患指導管理料
- 生殖補助医療管理料1
- 院内トリアージ実施料
- ハイリスク妊産婦連携指導料1
- 医療機器安全管理料2
- 在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料
- 遠隔モニタリング加算
- 持続血糖測定器加算(間歇注入シリンジポンプと連動する持続血糖測定器を用いる場合)及び皮下連続式グルコース測定
- 遺伝学的検査
- 流産検体を用いた絨毛染色体検査
- 骨髄微小残存病変量測定
- 先天性代謝異常症検査
- 抗アデノ随伴ウイルス9型(AAV9)抗体
- HPV核酸検出及びHPV核酸検出(簡易ジェノタイプ判定)
- ウイルス・細菌核酸多項目同時検出(髄液)
- 遺伝カウンセリング加算
- 遺伝性腫瘍カウンセリング加算
- 血管内視鏡検査加算
- ヘッドアップティルト試験
- 人工臓器検査、人工臓器療法
- 皮下連続式グルコース測定
- 全視野精密網膜電図
- ロービジョン検査判断料
- コンタクトレンズ検査料1
- CT透視下気管支鏡検査加算
- 口腔細菌定量検査
- 精密触覚機能検査
- 画像診断管理加算1
- 画像診断管理加算4
- 冠動脈CT撮影加算
- 外傷全身CT加算
- 心臓MRI撮影加算
- 抗悪性腫瘍処方管理加算
- 外来化学療法加算1
- 運動器リハビリテーション料(Ⅰ)
- 呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)
- 救急患者精神科継続支援料
- 透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
- 手術用顕微鏡加算
- 皮膚悪性腫瘍センチネルリンパ節生検加算
- 骨悪性腫瘍、類骨骨腫及び四肢軟部腫瘍ラジオ波焼灼療法
- 脳刺激装置植込術(頭蓋内電極植込術を含む)及び脳刺激装置交換術
- 角結膜悪性腫瘍切除手術
- 角膜移植術(内皮移植加算)
- 緑内障手術(緑内障治療用インプラント挿入術(プレートのあるもの))・緑内障手術(濾過胞再建術(needle法))
- 経外耳道の内視鏡下鼓室形成術
- 内視鏡下鼻・副鼻腔手術V型(拡大副鼻腔手術)
- 鏡視下喉頭悪性腫瘍手術
- 乳腺悪性腫瘍手術(乳輪温存乳房切除術(腋窩郭清を伴わないもの)及び乳輪温存乳房切除術(腋窩郭清を伴うもの)
- ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術(乳房切除後)
- 胸腔鏡下縦隔悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- 胸腔鏡下肺切除術(肺葉切除又は1肺葉を超えるもの)(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- 胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術(肺葉切除又は1肺葉を超えるもの)(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- 食道縫合術(穿孔、損傷)(内視鏡によるもの)、内視鏡下胃、十二指腸穿孔瘻孔閉鎖術、胃瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、小腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、腎(腎盂)腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、結腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、尿管腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、膀胱腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、腔腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)
- 胸腔鏡下弁置換術
- 縦隔鏡下食道悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- 経皮的僧帽弁クリップ術
- 不整脈手術 左心耳閉鎖術(胸腔鏡下によるもの)
- ペースメーカー移植術(リードレスペースメーカーの場合)及びペースメーカー交換術
- 両心室ペースメーカー移植術(経静脈電極の場合)及び両心室ペースメーカー交換術(経静脈電極の場合)
- 大動脈バルーンパンピング法(IABP法)
- 腹腔鏡下リンパ節群郭清術(後腹膜)
- 骨盤内悪性腫瘍及び腹腔内軟部腫瘍ラジオ波焼灼術
- 内視鏡的逆流防止粘膜切除術
- 腹腔鏡下リンパ節群郭清術(側方)
- 骨盤内悪性腫瘍及び腹腔内軟部腫瘍ラジオ波焼灼術
- 内視鏡的逆流防止粘膜切除術
- 腹腔鏡下胃切除術(悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの))
- 腹腔鏡下噴門切除術(悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの))
- 腹腔鏡下胃全摘術(悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの))
- バルーン閉塞下逆行性経静脈的塞栓術

- ・腹腔鏡下胆嚢悪性腫瘍手術(胆嚢床切除を伴うもの)
- ・胆管悪性腫瘍手術(臍頭十二指腸切除及び肝切除(葉以上)を伴うもの)
- ・体外衝撃波胆石破砕術
- ・腹腔鏡下肝切除術
- ・腹腔鏡下肝切除術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ・生体部分肝移植術
- ・体外衝撃波臍石破砕術
- ・腹腔鏡下臍腫瘍摘出術
- ・腹腔鏡下臍体尾部腫瘍切除術
- ・腹腔鏡下臍体尾部腫瘍切除術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ・腹腔鏡下臍頭部腫瘍切除術
- ・腹腔鏡下結腸悪性腫瘍切除術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ・早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術
- ・腹腔鏡下直腸切除・切断術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ・腎悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法
- ・体外衝撃波腎・尿管結石破砕術
- ・腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)及び腹腔鏡下尿管悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)
- ・腹腔鏡下腎盂形成手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ・同種死体腎移植術
- ・生体腎移植術
- ・膀胱水圧拡張術及びハンナ型間質性膀胱炎手術(経尿道)
- ・腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術
- ・腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ・尿道狭窄グラフト再建術
- ・人工尿道括約筋植込・置換術
- ・膀胱頸部形成術(膀胱頸部吊上術以外)
- ・埋没陰茎手術及び陰嚢水腫手術(鼠径部切開によるもの)
- ・精巣温存手術
- ・精巣内精子再手術
- ・腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)
- ・腹腔鏡下仙骨腫固定術
- ・腹腔鏡下仙骨腫固定術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ・腹腔鏡下腔式子宮全摘術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ・腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術(子宮体がんに限る。)
- ・腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術(子宮頸がんに限る。)
- ・腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術(子宮体がんに対して内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ・腹腔鏡下子宮瘢痕部修復術
- ・胎児胸腔・羊水腔シャント術
- ・胎児輸血術及び臍帯穿刺
- ・体外式膜型人工肺管理料
- ・医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術
- ・医科点数表第2章第10部手術の通則の19に掲げる手術(遺伝性乳癌卵巣癌症候群患者に対する乳房切除術に限る。)
- ・医科点数表第2章第10部手術の通則の19に掲げる手術(遺伝性乳癌卵巣癌症候群患者に対する子宮付属器腫瘍摘出術に限る。)
- ・輸血管管理料Ⅰ
- ・貯血式自己血管体制加算
- ・コーディネート体制充実加算
- ・自己生体組織接着剤作成術
- ・同種クリオプレシビート作製術
- ・人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算
- ・胃瘻造設時嚥下機能評価加算
- ・歯根端切除手術の注3
- ・歯周組織再生誘導手術
- ・広範囲顎骨支持型装置埋入手術
- ・頭頸部悪性腫瘍光線力学療法
- ・レーザー機器加算
- ・麻酔管理料(Ⅰ)
- ・麻酔管理料(Ⅱ)
- ・放射線治療専任加算
- ・外来放射線治療加算
- ・高エネルギー放射線治療
- ・1回線量増加加算
- ・強度変調放射線治療(IMRT)
- ・画像誘導放射線治療(IGRT)
- ・体外照射呼吸性移動対策加算
- ・定位放射線治療
- ・定位放射線治療呼吸性移動対策加算
- ・画像誘導密封小線源治療加算
- ・保険医療機関間の連携による病理診断
- ・病理診断管理加算2
- ・悪性腫瘍病理組織標本加算
- ・口腔病理診断管理加算2
- ・クラウン・ブリッジ維持管理料
- ・歯科矯正診断料
- ・看護職員処遇改善評価料71
- ・外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
- ・入院ベースアップ評価料81
- ・歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
- ・入院時食事療養(Ⅰ)

## ◎入院時食事療養に関する事項

当院では、入院時食事療養(Ⅰ)について中国四国厚生局長に届け出ており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)、適温で提供しています。

## ◎保険外併用療養費に関する事項

・先進医療

|                                     |         |          |
|-------------------------------------|---------|----------|
| ウイルスに起因する難治性の眼感染症疾患に対する迅速診断(PCR法)   | 患者一人当たり | 25,030 円 |
| 細菌又は真菌に起因する難治性の眼感染症疾患に対する迅速診断(PCR法) | 患者一人当たり | 22,140 円 |
| 多項目迅速ウイルスPCR法によるウイルス感染症の早期診断        | 患者一人当たり | 25,740 円 |
| S-1内服投与並びにパクリタキセル静脈内及び腹腔内投与の併用療法    | 投与1回につき | 13,756 円 |
| ハイパードライヒト乾燥羊膜を用いた外科的再建術             | 患者一人当たり | 20,000 円 |
| 子宮内膜刺激術                             | 治療1回につき | 6,200 円  |
| 子宮内膜受容能検査1                          | 検査1回につき | 95,065 円 |
| 子宮内細菌叢検査1                           | 検査1回につき | 51,007 円 |
| 二段階胚移植術 イ)新鮮胚移植の場合                  | 移植1回につき | 27,500 円 |
| 二段階胚移植術 ロ)凍結融解胚移植の場合                | 移植1回につき | 49,500 円 |

・医薬品の治験に係る診療料

・特別室の使用料(1日につき)

|      |          |            |          |            |         |       |         |
|------|----------|------------|----------|------------|---------|-------|---------|
| 特別室A | 22,000 円 | 特別室A(LDR室) | 13,200 円 | 特別室A(緩和ケア) | 8,800 円 |       |         |
| 特別室B | 12,100 円 | 特別室B(緩和ケア) | 5,500 円  | 特別室C       | 8,800 円 | 特別室C* | 8,250 円 |
|      |          |            |          |            |         | 特別室D  | 2,420 円 |

・特定機能病院及び許可病床数400床以上病院の初診料 7,700 円

・金属床による総義歯の料金(1床当たり)

白金加金(上顎・下顎) 451,990円 特殊合金(上顎・下顎) 207,460 円 金合金(上顎・下顎) 425,590 円 チタン合金(上顎・下顎) 316,580 円

・齲蝕に罹患している患者の指導管理料 2,310 円 ・特定機能病院及び許可病床数400床以上病院の再診料 3,300 円

・180日を超える長期入院者に係る特別入院基本料(1日につき) 3,080 円

・医薬品医療機器等法に基づく承認と異なる用法等に係る投与(薬価基準の薬効・薬価リストに定める価格とする。)別表①のとおり

・選定療養に係る検査料及びリハビリテーション料

|                                   |         |                                  |         |              |      |
|-----------------------------------|---------|----------------------------------|---------|--------------|------|
| 癌胎児性抗原(CEA)精密測定                   | 1,089 円 | α-フェトプロテイン(AFP)精密測定              | 1,089 円 |              |      |
| 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)(個別療法)(1単位当たり) | 1,221 円 | 廃用症候群リハビリテーション料(Ⅰ)(個別療法)(1単位当たり) | 1,188 円 |              |      |
| 運動器リハビリテーション料(Ⅰ)(個別療法)(1単位当たり)    | 2,035 円 | 呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)(個別療法)(1単位当たり)   | 1,925 円 | 薬剤容器料(1個につき) | 110円 |

・選定療養費に係る間歇スキャン式持続血糖測定器使用に係る料金 リブレ2(センサー) 1個につき 5,830円 リブレ2(リーダー) 1個につき 4,290円

・診療情報提供に係る料金

|                      |       |         |     |        |      |       |
|----------------------|-------|---------|-----|--------|------|-------|
| 診療録等複写料(電子式複写)       | 1枚につき | 20 円    |     |        |      |       |
| X線フィルム複写料(1枚につき)     | 半切    | 826円    | 大角  | 695円   | 大四つ切 | 587 円 |
| X線フィルム電子媒体複写料(1枚につき) | CD    | 1,100 円 | DVD | 1,650円 | 四つ切  | 491円  |
|                      |       |         |     |        | 六つ切  | 381 円 |

・遺体処理料(病理解剖時は除く。) 1件につき 5,500 円

・死亡時画像(Ai)検査料(外部機関等からの依頼分に限る。) CT撮影料金 46,548 円 読影料金 29,722円

・診察券再発行手数料 患者の過失により診察券を破損し、又は紛失した場合における診察券の再発行1枚につき 110 円

・口腔ケア用品

義歯ブラシ 1本あたり 210円 舌クリーナー 1本あたり 140円 歯間ブラシ 1本あたり 50円 ワンタフトブラシ 1本あたり 110円 歯ブラシ 1本あたり 50円

・特別メニュー(食事) 1食につき 561 円 ・受託病理解剖料 1体につき 275,000 円 ・造血管腫瘍腫瘍遺伝子検査 1項目につき 23,100円

・遺伝学的検査 1項目につき

|                    |         |   |                   |               |         |
|--------------------|---------|---|-------------------|---------------|---------|
| デュシェンヌ型筋ジストロフィー    | 42,680円 | ベッカー型筋ジストロフィー及び家族性アミロイドーシス                    | 42,680円           | 球脊髄性筋萎縮症      | 42,680円 |
| 筋強直性ジストロフィー及び先天性難聴 | 42,680円 | ライゾーム病(ムコ多糖症Ⅰ型、ムコ多糖症Ⅱ型、ゴーシュ病、ファブリ病及びボンベ病を含む。) | 及び脆弱X症候群低ホスファターゼ症 | 42,680円       |         |
| 低ホスファターゼ症          | 55,000円 | グルタル酸血症Ⅰ型                                     | 55,000円           | MCAD欠損症       | 55,000円 |
|                    |         |   |                   | VLCAD欠損症      | 55,000円 |
|                    |         |   |                   | MTP(LCHAD)欠損症 | 88,000円 |

・先天性代謝異常症検査 1項目につき

尿中有機酸分析 12,551円 血中アシルカルニチン分析(血清) 12,177円

・新生児マスキリーニング検査(追加9項目) 1回につき

重症複合免疫不全症(SCID)、ADA欠損症、B細胞欠損症、脊髄性筋萎縮症(SMA)、ムコ多糖症Ⅰ症、ムコ多糖症Ⅱ症、ボンベ病、副腎白質ジストロフィー及びホモシスチン尿症3型 7,700円

・新生児マスキリーニング検査(追加7項目) 1回につき

ADA欠損症、B細胞欠損症、ムコ多糖症Ⅰ症、ムコ多糖症Ⅱ症、ボンベ病、副腎白質ジストロフィー及びホモシスチン尿症3型 4,000円

・病理組織標本作成 組織切片によるもの(1臓器につき) 9,460 円 セルブロック法によるもの(1部位につき) 9,460 円 ・電子顕微鏡病理組織標本作製(1臓器につき) 22,000 円

・免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製(1項目につき) エストロジェンレセプター 7,920 円 プロジェステロンレセプター 7,590 円

「エストロジェンレセプター」と「プロジェステロンレセプター」の病理組織標本作製を同一月に実施した場合 17,490 円 HER2タンパク 7,590 円 EGFRタンパク 7,590 円

ALK融合タンパク 29,700 円 CD30 4,400 円 その他(1臓器につき) 4,400 円

「その他(1臓器につき)」について、確定診断のために4種類以上の抗体を用いた免疫染色が必要な患者に対して、標本作製を実施した場合 17,600 円

・術中迅速病理組織標本作製(1手術につき) 21,890 円 ・迅速細胞診 手術中の場合(1手術につき) 4,950 円 検査中の場合(1検査につき) 4,950 円

・細胞診(1部位につき) 婦人科材料等によるもの 1,650 円 穿刺吸引細胞診、体腔洗浄等によるもの 2,090 円

「婦人科材料等によるもの」について、固定保存液に回収した検体から標本作製して、診断を行った場合 2,145 円

「穿刺吸引細胞診、体腔洗浄等によるもの」について、過去に穿せん刺し又は採取し、固定保存液に回収した検体から標本作製して、診断を行った場合 3,025円

・HER2遺伝子標本作製 単独の場合 29,700 円 HER2タンパクによる病理標本作製を併せて行った場合 33,550 円 ALK融合遺伝子標本作製 71,720 円

・PD-L1タンパク免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製 29,700 円 ・病理診断料 診断料 7,480 円 細胞診断料 3,080 円

当院では、法令の規程に基づかず患者様から費用に支払を受けることがありませんが、当院諸料金規則に基づく次のものは保険負担外となっています。 ※詳しい内容については別掲のとおり  
 なお、衛生材料等の治療(看護)行為及びそれに密接に関連した「サービス」または「物」についての費用の徴収や「施設管理費」等の曖昧な名目での費用の徴収は、一切認められていません。